

市立施設(幼稚園・保育所)運営事業者募集／書類審査基準表

平井幼稚園・平井保育園

	審査項目	配点
財務状況	施設整備に充当する資金とは別に、事業実施に必要な年間運営費の12分の1以上の資金を預貯金等で保有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 12分の12以上保有 4点 ◆ 12分の6以上保有 3点 ◆ 12分の2以上保有 2点 ◆ 12分の1以上保有 1点
	自己資本比率 <純資産÷資産の部合計>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 直近1カ年が75%以上 3点 ◆ 直近1カ年が50%以上75%未満 2点
	事業活動収支差額率 <事業活動資金収支差額÷事業活動収入計>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 直近3カ年いずれもプラス 2点 ◆ 直近3カ年のうち2カ年がプラス 1点
	固定長期適合率 <固定資産÷(純資産+固定負債)>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 直近1カ年が95%以下 2点 ◆ 直近1カ年が100%以下 1点
運営状況	幼保連携型認定こども園、認定こども園、幼稚園又は認可保育所について、いずれを運営しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼保連携型認定こども園を運営 4点 ◆ 認定こども園を運営 3点 ◆ 幼稚園か認可保育所を運営 2点
	運営する認定こども園、幼稚園又は認可保育所がどこに所在するか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 同一中学校区に所在 4点 ◆ 岡山市内に所在 3点 ◆ 岡山県内に所在 2点 ◆ 岡山県外に所在 1点
	教育保育内容、運営について、外部評価機関、保護者等による評価を受け、結果を公表しているか。(施設職員による評価は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価を受け結果を公表している 2点 ◆ 評価結果を公表していない、評価を受けていない 0点
	法人監査の実施状況 (平成31年度～令和5年度のうち直近1年分)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 良好(要改善事項無し。軽微な指導事項を除く) 2点 ◆ 要改善事項について改善済みまたは改善予定 1点 ◆ 改善していない、監査を受けていない 0点
施設長予定者	施設監査の実施状況 (運営している全ての園(認可保育施設、幼稚園) 平成31年度～令和5年度のうち直近1年分) ※複数園を運営している場合で、施設ごとに点数が異なる場合は最低の点を採用する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 良好(要改善事項無し。軽微な指導事項を除く) 2点 ◆ 要改善事項について改善済みまたは改善予定 1点 ◆ 改善していない、監査を受けていない 0点
	施設長予定者が認定こども園、幼稚園又は保育所での勤務経験が豊富か。 ※非常勤職員の場合、1日6時間以上、月20日以上勤務している期間は勤務経験と見なす。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 勤務経験が10年以上 3点 ◆ 勤務経験が10年未満 0点
	施設長予定者が保育士資格又は幼稚園教諭免許を有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いずれも有している 2点 ◆ いずれか一方の資格等を有している 1点 ◆ いずれも有していない 0点
	施設長予定者は、当該施設の専任か。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 専任 2点 ◆ 他の施設等と兼務 0点
移管後の職員体制	市条例に規定された保育教諭等数を常勤職員で満たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ すべて常勤職員で満たしている 4点 ◆ 常勤職員の割合が50%以上 2点 ◆ 常勤職員の割合が50%未満 0点
	加配保育士を配置するか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常勤職員で配置する 3点 ◆ 非常勤職員で配置する 1点 ◆ 配置しない 0点
	養護教諭を配置するか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常勤職員で配置する 3点 ◆ 非常勤職員で配置する 1点 ◆ 看護師を配置する 1点 ◆ どちらも配置しない 0点
	栄養士を配置するか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常勤職員で配置する 3点 ◆ 非常勤職員で配置する 2点 ◆ 配置しない 0点
引継	共同教育・保育はどの程度実施するか。 ※共同教育・保育は1日3時間以上とし、6時間を上限とする。1人の職員が1日3時間共同教育・保育を実施した日を1日と数え、1日6時間実施した場合は2日と数える。3時間以上6時間未満で実施した場合は、3時間を超えた余剰時間を別日の余剰時間と合算し、3時間ごとに1日と数える。同日に複数の職員がそれぞれ3時間以上共同教育・保育を実施した場合は、その人数分を日数として数える。 例1)5時間を3日、1名で実施…5日 例2)4時間を1日、3名で実施…4日 例3)6時間を1日、1名で実施…2日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 延べ180日以上 5点 ◆ 延べ150日以上 3点 ◆ 延べ150日未満 0点
		50